

改教時報

第十號

明治三十二年九月十五日號

大日本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道德を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、政教問題を研究して、政府をして公認教制度を立てしむる事。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作りしめ又社交を融和せしむる事。
- 八、積極的方針を取り、實業道德を鼓舞する事。
- 九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を勦絶する事。
- 十一、殖民傳道を獎勵する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしめるの策を講ずる事。

目次

社説

◎社會の改善、教界の刷新

論説

◎宗教に於ける外的勢力

◎繼續守成の精神なき國民を警む

社會

◎佛教法私案 ◎宗教地圖調成の必要 ◎軍人教育と宗教 ◎私立學校令と東京市 ◎婦人の好尚

雜錄

◎名古屋に於ける會頭久我侯爵の演説

信界

◎靜觀錄 (十三) 生さんい爲に働くべからず、働かんが爲に生くべし

令登

◎奧村五百子傳 (三)

會報

◎會頭久我侯爵並本部員巡回の概況 ◎三河豊橋郡岡崎町及相愛會に於ける佛教演說並に談話會 ◎尾張名古屋に於ける佛教談話會 ◎美濃池野支部並に大和北方横嶺聯合支部發會式 ◎少年少女教會

政 教 時 報

社會の改善、教界の刷新

(天下同志諸君に望む)

人皆口を開けば、忽ち社會風儀の墮落を痛嘆せざるを、又眼を教界の現状に注げば、忽ち僧侶の腐敗を攻撃せざるを、社會の墮落や實に痛嘆すべし、教界の腐敗や洵に攻撃するの價値あり、然れども單に痛嘆すのみにして未だ改善の方法を講せず、徒らに攻撃の聲を放ちて嘗て刷新の氣運を促さず、此の如きは眞個に弊害なる行為と稱する能はざるなり、抑も社會の墮落は畢竟各個人の墮落に外ならず、若し個人にして眞面目に其弊害を改善し來らば、社會亦必ず改善せむ、彼の社會の墮落を痛嘆するの人は即ち是れ社會を形成するの一人にあらざるや、請ふ痛嘆するの人は先づ自ら個人を救済せよ、其言論に敏なるだけ、力行に敏ならしめよ、必ずや社會の改善期して待つべきなり、今世の人相會すれば忽ち首を擡めて社會の腐敗を語る、甲之を首肯し、乙之を賛し、丙丁戊己皆然りと云ふ、相顧みて憂色あり、其憂ふるや眞に、肺肝より出づ、而して各々正さに其憂ふる所を行ひ、恬として恥つるなし、且つ曰く是れ今世の風儀なりと、豈奇怪なる現象にあらざるや、自己を以て社會己外に超然たるか如くし、社會の墮落は即ち自己の墮落たることを自覺せず、是實に社會改善の緒につかざる病源なり、教界刷新の成らざる亦然

り、誰か今日の教界の現状をして其弊を知らざるものあり、然れども徒らに之を攻撃し、漫に之を非難するのみにして、之れか刷新を促すものなし、是宗教を以て僧侶の専有物と考へ、一部人士の玩具たるが如き看をなすによるものなり、吾人常に屬言すらく、宗教は社會の宗教なり、人類の宗教なりと、若し世人にして果して此觀念あらむか、自ら起つて其刷新を促さざるべからず、而して世人徒らに攻撃を事とするのみ、是決して眞摯なる行為と認むべからざるなり、翻て教界内部の現状をみるに、猶一層甚しきものあり、僧侶といひ信徒といひ相會すれば則ち教界の腐敗を嘆するや、他の社會の腐敗を憂ふると何ぞ異はむ、而して正に憂ふる點を行ひ恥つるなき、社會か自ら憂ふ處を行ふよりも猶甚しきものあり、而して徒らに教界に人物なきを嘆し偉人の現出を叫ぶ、無責任も亦甚たしからざるや、偉人固より望むべし、然れども徒らに空望を縱にせむよりは寧ろ自己の天賦を自覺して奮起せよ、己上は社會風儀の改善、教界弊害の刷新の實行に於て第一根本義とすべき要點なり、

今や全國到處同盟會の組織成り、若くは發會式を擧ぐるの奎運に磨り、而して各地に於て本會を賛同し要衝に當るの人は、從來の所謂信者なるものと大に其趣を異にし、何れも活動界に起ちて、社會の實務に當れる人あり、切言せば從來宗教を以て翁媪老後の樂事として之を度外に置きたる人、而して今や何れも宗教の必要を感じ、自ら之を實行し、且つ實業上に、教育上に、政治上に、社會上に、萬般の事項一に宗教

的○信○念○の○基○礎○に○立○ち○て○運○用○せ○ん○と○を○期○せ○ら○る○、實に宗教の活動時代來らむとするの機運熱せりと謂ふべきか、而して此時に際して切に各地同志諸氏に望まむと欲するものあり、他なし即ち前記の所謂社會風儀の改善、教界弊害の刷新に於て、自ら率先して、互に之を勵行せられむこと是なり、而して吾人は抽象的議論を弄するの余暇なし、寧ろ、適切に事實上につきて一二所見を開陳せむか、

社會改善の點につきて第一着に注意すべきは、風俗の矯正、廉直の氣風、質素の習慣、是なり蓋し此の如きは人見て以て當然となす所のもの、而して今世社會の腐敗は此等の點に於て最も甚しきをみる、試みに各地の風俗を察するに市井の年少益々敗徳無道の行ひをなすもの日々に多きを加ふ、切言せば猥褻の行爲をなすもの益々多きは儘かなる事實なり、小學時代に於ける善良なる兒童も社會に出て、却て惡習の爲めに感染せられ放蕩無賴の惡少年となるもの多し、而して其惡習の由て來る所を察するに何れも現今正しく社會に活動せる所謂中老人士の行爲に胚胎せる者なり、現今政治家、事業家、甚しきに至りては教育家、宗教家の或る如きは家庭頗る清潔ならざるものあり、少くとも宴會の席には猥褻ある婦女を侍せしめて、恬として恥とせざるもの多し、吾人は他の評て直とするものを好まず、何となれば今日之を、嗽々するのみにして、自ら之を犯しつゝあるを信すべしなり、彼の嗽々者流が果して其弊の大なるが如く其行に敏ならしめば少しく風俗の矯正望むべかりしあるべし、切に望む各地の同盟會員諸氏、

此般の社會の惡風を冷視せず、之が場合に遭遇せば、一々其本心に訴へ、實踐修行、以て風儀の挽回を期せよ、冀くば諸氏が高潔なる理想を實行し、先づ中老社會に於ける風儀を矯正して、現時の青年の感化に傾心せよ、必ずや靡然として社會の面目を一新せむ、若し此間に起ちて風儀を紊亂するものあらむか、或は之に制裁を加へ、或は之を教導し以て、惡風の浸染を防ぎて可なり、又近時廉潔を重んずるの氣風大に敗頽せむとす、吾人固より消極主義を唱導して金錢を輕んせよと云ふにあらざる、彼の殖産興業を起して、國家の富源を開くが如きは寧ろ吾人の多とする所、然れども實業間には實業道徳を忘るべからず、信用は實業第一の資本たることを記憶せざるべからず、若し正當の手段を以て蓄財する亦可ならむ、然れども其間一點の汚點を止むべからず、殊に世の政治家、官吏、公吏、名譽職にあるの人は、最も此點に於て戒心せざる可らず、切言せば今日は世人は金錢を以て唯一の目的とし、其手段を顧みざるの風あり、吾人は此般の人士に向て少しく金錢に淡泊ならむことを望むものなり、切に望む、全國の同盟會員にして活動界に立つの人は、廉潔の氣風を唱導せられむことを而して世上滔々此の如く拜金宗の盛なるは一に奢侈虚飾の流行に基因せざるなし、故に會員たるもの先づ質素の風を養はざるべからず冀くば各地同盟會の發會式の如きは、主義の普及と精神的盟約を主として華美の裝飾の如きは之を廢せむことを、一言附記すること此の如し、

教界の刷新亦之を實行的に促さむこと前記社會の改善の如く

せざるべからず、人教界の腐敗を語れば直ちに罪を僧侶に歸す、然り、今日教界の腐敗せるは之を形成せるの分子不健全なるに職由せずむはならず、然りと雖此の如く不健全なる分子を教界に集めたるもの社會亦罪ありと謂はざるべからず、抑々今日の僧侶たるもの果して如何なる分子なるや、却て是れ世の薄命兒にあらずば、僧侶たるべき運命を有して生れたるもの、而して社會は之に完全なる教育を與へず、而して社會の指導者たるの職責を負はしむ、吾人は斷言す、今日教界の不振は一は組織の不完全に基くものありと、吾人此點に關して他日更らに陳ふる所あるべし、之を要するに今日教界の刷新は一に其分子を健全にするより急なるはなし、而して其の急務現時青年僧侶の養成にあり、之を成さしむるもの、其實父たるもの、其師父たるもの及び信徒たるもの、責任なり、吾人は世の僧侶諸氏か自ら學徳を高め、三界の大導師たるの資格を養はむことを切望するに共に、信徒諸氏は僧侶を助け、其美を濟さしめむことを期せざるべからず、是同盟會か僧侶と信徒とを問はず一致團結、佛教護持の責任を全うし、宗教界を健全ならしめむとする所以にして、教界刷新茲に始めて其端緒を開くを得べし。

論說

宗教に於ける外的勢力

藤岡勝二

宗教の播布せらるるや社會の上層より來るあり下層より蔓る

あり上層より來るものは外的勢力の強大なるが爲弘通の勢迅速にして而も容易なることを得信徒の歸服亦從て多く下層より起るものは此力弱きが爲弘通の時間を要すること多く傳教者の苦心亦多大なり權門の子弟が高官に墜りて厚遇を受くること實に容易なりと雖微賤の輩遂に要路に當ること難きが如く宗教の傳播に於ける外的勢力の如何は實に些少ならざるなり今此を佛耶兩教に徴するに顯然たるものあり佛教は其源を印度王室に發し支那日本に於ける傳教の順序亦常に王室に迫り基督教の起源甚だ微賤にして田夫漁郎を初め竊かに下層の人心を收攬して漸次上流に及ぼしたる者に比すれば自ら彼の性質上大差あるを知らむ近く我邦兩教傳來以後の狀況を見るに佛教は欽明帝の宮室に傳へられ聖德太子之を弘め爾後歷朝の帝皇之を尊信し玉以武家時代には武家に迎へられ戰國の世には戰士に用ゐられたり基督教が竊かに西陲に足を入れて附近を促がし漸くにして帝都に來りたる何ぞ其徑庭の甚しきや先入の宗教は己に人心に浸潤せるを以て後者を壓せんとするあるは何れの國と雖同轍なりと雖我國に於ける兩教傳來の一般を見るときは實に其著しきを知らん基督教の歐洲に傳播せる詳狀と我邦に起源を有する佛教の或派が傳教の實狀とを熟視すれば以上の所見に入る、能はざるものありと雖兩教の情狀實に此の如きもの多し、此を以て佛教は傳播頗る容易なることを得基督教の宣教は甚だ困難なり容易なるが故に常に此道を脱すること能はずして千四百有餘年徒らに形式に流れたる弊なきこと能はず困難なるに故に苦心慘愴勉むる

所切にして倦まず宜なり佛教徒が自ら權門の子弟の如く自得して更に慮るところあらざりしや宜なり基督教が迫害を甘んじて而も之が爲に活氣の促さるるを喜ぶや、然りと雖權門の子弟は優々自適して大量なるに係はらず佛教徒が頑冥にして猜疑少からざるは如何微賤の輩が屢々自立突進の勇あるに係はらず基督教徒が平凡にして効をなすことなきは如何余輩私かに之を怪まざるを得ず蓋し大家の破れて流離せるもの徒らに舊夢を慕ひて人に馴れざるこれ佛教徒の現狀ならんか債鬼の厄を免れたるもの業を新たに營まんとして猶債務を負はんとするものこれ基督教徒の現狀にあらざるや今や佛教は獨立獨行社會に立ちて大に雄飛すべき機會を與へられ内的勢力として國家の歴史を存し無限の眞理を藏す何ぞ姑息の計を廻らし漢法醫が草根木皮を弄ぶの陋を守り妄りに舊夢を追想して痴言を列ねべき堂々起ちて宜しく現時一般の信用を集むべきなり基督教も亦從來の國民的拘禁を破られ内的勢力としては實に偉大なるものを備へ明かに開化に伴ふことを得るものあり何ぞ因循にして先輩が迫害を甘んじたる勇氣を復せざる宜しく人耳を聳動し人心を感化すべきなり然りと雖現時の狀態を忌憚なく云はしめば此れは從來に比して積極的放任の處置を蒙り彼は比較的保護の位置に在ることこれなり、彼が保護せらるる所以のもの蓋し本家と別家との折合上に因するものなきか若しそれ然りとせば彼が本家に對する債務を負はんとするものにして純然たる獨立的新宅を起さんとするにあらざるなり或外的勢力に頼るものにあらずと云ふを得ざるなり佛

教が外的勢力を失ひたる却て賀すべしと雖彼教が今地を換へ法を改めて新たに一種の外的勢力によらんとする實に歎せざるを得ず其勢力たるや固より佛教が由來受けたるが如き性質を有するにあらずと雖外的擁護の方たるや一なり佛教は外的擁護の爲に榮へ亦それが爲に衰へたりとせば日本人として彼教徒が將來憐むところ亦なくんばあらざるが苦しむところは或力の爲に佛教の如くそれを甚しきを致さざるや保し難しと雖日本人としての彼教徒が據るべきところ亦他にあらざるなきやを疑はしむるものなり抑も宗教の本旨たる内容にありて外形に在らず信仰にありて形式にあらざる等の性質を以てすとも苟も外的勢力を頼むべきものにあらざるなり宗教の本旨然りとせば其傳播の方法亦然らざるを得ず基督教の如き我國佛教の或宗派の如き何等の外的勢力をも頼まず獨立獨行能く困難に堪へ痛苦を忍びて傳導の緒を開きたるにあらずや何ぞ先輩諸哲の轍を踏むに躊躇せんとする予輩は彼此の信仰何れをも妨げんとするものにあらず只其所謂外的勢力を頼んで或は宗教の本旨を忘るるものなきかを疑ふのみ

繼續守成の精神なき國民を警む

眞岡 湛海

創業は易くして守成の難きことは古來常套の語にして、苟も事業に經驗ある人の相共に認むる所なりとす、唯夫れ創業は易し、此に於てか萬人雷同して一會起り衆人附和して一團成る然れども今日より明日、今月より明月に至り、日々其當初の精神は消滅し、遂に龍頭蛇尾、其前に盛にして後に衰ふるも

の比々皆是なり、余輩を以て之を見れば、日本國民は寧ろ創
業に長ずる國民にして、守成に疎き國民なり、之を以て徒に
奇抜なる言論を喜び、好奇なる事業に眩惑せられ易し、主義
の一貫、事業の繼續の如きは殆んど顧慮するものなく、冷熱
相往來し、彼よりして此に轉じ左よりして右に移り、漫然と
して計畫し、漠然として賛同するの徒のみ、此の如きは國民
の一大通弊にして、余輩は先此弊風を一洗せざるべからず、
若し夫れ主義の爲に余輩に反對するものあらんか、余輩は誠
に此の如き人を尊敬す、百萬の盲從者を見んより寧ろ一人の
強固なる同主義の人を求め、蚊の如き數千の小敵に接せんよ
り寧ろ一人の強硬なる大敵と戦はんと欲す、只余輩の武器は
言論の末技に非ず、事業の大小に非ず、創立の盛大なる否
とに關せず、唯夫れ繼續守成の如何に依て最後の勝敗を決せ
んと欲すればなり、輒近社會の言論を觀察するに、稍やもす
れば常に進歩的思想と稱し或は舊思想を打破して新思想を取
れど號呼するものあり、言や誠に斬新にして痛快、以て現今
の生書生を籠絡すべく以て天保の老人を驚かすべし、然れど
も座して進歩を論ずるは、恰も舟を漕がずして舟を進めよと
叫ぶが如く、吾人は之に依て何等の進歩を見ざるべきなり、
余輩は唯、獨り、繼續即進歩なることを知る、一日書を讀めば則
一日の長あり、三日書を讀まざれば則語言味なし、一日事を
なせば一日の進歩あり、三日廢すれば則ち三日の退歩あり、
誠に今の世は進歩の世なり實力の時代なり、實力は進歩に伴
ひ、進歩は繼續に従ふ、吾人は世人が徒に進歩を叫んで無意

義なる進歩に終らざらんことを切望し、片々たる一小事業と
雖、敢て中途に挫折するとなく、着實眞摯、不斷精勵以て當
初の精神を繼續し、以て多年の志望を貫徹せられんと願ふ、
近頃余輩は各地佛教團體の漸く盛ならんとするを見、又社會
的慈善事業の漸く起らんとするを聞き、滿身の喜悅禁する能
はざるものありといへども、從來日本國民の弊風に徴して其
一時的なること煙火の如くにして遂に其跡を止めざるに至ら
んことを思ふ、創業に急にして守成の念なきものは、是れ實に
輕薄なる國民なり、試みに佛教徒に問はん、過去數十年間佛
教徒の施設計畫せるものにして、今日依然として繼續するも
の果して幾何ありやと、數へ來りて余輩は殆んど其僅少なる
に驚かざるべからず、之に反して基督教徒の事業は假令其間
に盛衰ありといへども、或は學校、或は病院、或は孤兒院、
或は免因保護、着々として其事業を進むるの觀なきに非ず、
彼等が繼續の意志強固なるに於ては吾人佛教徒は遙に數歩
を譲らざるべからず、今や佛教徒は誠に警戒すべき時機に際
せり、俗論紛々として麻の如く善となく悪となく佛教徒の誹
謗を試みんと欲する無信仰無主義の徒輩あり、巧に訛傳を作
りて中傷離間し、佛教徒の團結を妨げ、佛教徒の事業を妨害
せんとする者あり、佛教徒は今後幾多の困難、幾多の迫害、
幾多の屈辱に會すべきことを豫想せざるべからず、若し夫れ幾
多の繁根錯節に遭遇するも不屈不撓、當初の精神を繼續し、
以て國家の進歩社會の改善、道德の實踐に益する所あらば、
是れ實に佛教徒の幸なり、

彼の政權爭奪の爲に宗教を利用し、或は自黨擴張の爲に宗教
に親まんと欲する政黨者流の言の如きは、余輩の間かんと欲
する所に非ず、或は輕蔑と威嚇を以て宗教家を遇する當路者
の言の如きも亦顧みる所に非ず、又何ぞ敢て小才子の謬論を
傾聽するに暇あらんや、爾の手、爾の足、滿腔の同情と熱誠
なる信仰を以て、着々其事業を經營し、一日も怠るべからず
嗚呼繼續は進歩なり、進歩は繼續なり、余輩は此一語の外言
ふべきことを知らざるなり、

余輩は事業の創立に際して先其繼續の如何を問ひ、先其守成
の精神如何を問はんを欲す、余輩は一日一寸を延し二日二寸
を延し三寸四寸よりして遂に百千里に延長せんとを願ひ一階
更に一階を重ね、徐々積んで數百階に達せんとを望む、故に
余輩は華美なる發會式を擧て一時人目を驚かし其後遂に寂寥
として何等の効果を收むる能はざるが如きは、余輩の取らざ
る所にして、此の如き守成の精神なき國民を大に警醒せざる
べからず夫れ宗教的事業の起らんとするは、本來熱烈なる信
仰の表現にして、此の如き信仰は實に眞摯なる人生觀と森
嚴なる世界觀に歸すべきを以て、其間固より一點の私なく、
一點の邪念なく、一點の功名なく、公明正大、眞率に始り着
實に終るものなり、輕薄なる世人は笑て頑固なりとし、伶俐
なる能文の士は嘲て陳腐なりと云はんも、我は敢て顧みざる
なり、我は唯光風霽月一日一日の進歩を認め、繼續の途に最後
の勝利たることを確信すればなり、嗚呼何ぞ敢て醒醒たる世人
の曉々を聞くに暇あらんや又何ぞ敢て酒食聲色の中、瞞々然

社會

眠々然として歲月を空過するの徒輩に伍せんや、昔しはジエ
シユイット派の運動を始むるや、マダム、ツ、シャンタール、
及聖ヅインサン、ツ、ポーラの如き隻手にして能く慈善の大
業を完くし、孤獨疾病の者を救濟せしと其數を知らず、佛教
徒にして十六七世紀の史を繙くもの這般の事を讀むに當りて
果して何等の感かある
余輩は唯一時の狂熱によりてのみ、宗教的事業の大成し得べ
き者に非ると知り、堅實なる精神の繼續を願ふの情切なる
の餘り、一言の注意を佛教徒に與へ、事業未だ緒に就かずし
て早く既に冷却し去らんとするが如き一時の狂愚を學ばず、
益奮勵して教界の刷新、社會の改善に従事し、能く守成に耐
へ、堅忍不拔、萬難を排して以て當初の精神を繼續貫徹せら
れんとを望む。

佛教法私案

- 各宗總代として上京中なりし佛教の七管
長並に委員等は京都の大會に於て一旦決議せる佛教法の私案
なるものに幾分の修正を加へ梅、穂積等法學者の檢閲を経て
先般内務省に差出したる其全文は左の如しといふ
- 第一章 宗旨
第一條 佛教各宗派は其宗旨に依り管長之を統理す
第二條 佛教各宗派は法人とす
第三條 此法律に於て公認する佛教各宗派は現今帝國内に存在せる左の宗派とす(四十一宗派列記開宗の順序を用ゆべし)
第四條 佛教各宗派は宗憲を定め主務大臣に届出べし
第五條 佛教の教理に依り新に宗派の公認を得んとする者は管長會議の認語を

經て主務大臣に請願すべし
公認を得たる宗派は第三條の列記に追加す

第六條 佛教各宗派には左の事項を記載することを要す
一 宗派の名稱二 宗旨及所依の經論三 儀式程度及服制四 創立の年時及開祖の人名五 管長の成立法六 宗派の組織及權限七 本山本寺と末寺に關する規定八 宗務所の名稱所在地構成及職制九 僧侶の分限に關する規定十 教師の資格等級及任免に關する規定十一 住職副住職の資格職務及任免に關する規定十二 寺院說教所教誨社及檀信徒に關する規定十三 布教に關する規定十四 勸學に關する規定十五 寺院の寶物及什器保存に關する規定十六 宗派及寺院財産管理の規定十七 宗費に關する規定十八 宗義又は宗派内事務に關する爭議の裁定法十九 賞罰に關する規定二十 其他の重要な事項

第七條 佛教各宗派所有の財産は宗憲の定むる所に依り管長の認可を得るにあらざれば之を讓渡し寄託し又は擔保と爲すことを得ず
第八條 佛教各宗派事務所の敷地建物及宗派の事務に必要な器具は差押ふることを得ず但前條の規定に依り擔保となしたる場合は此限を在らざる
第九條 佛教各宗派事務所の敷地及建物は公課を免除す
第十條 佛教各宗派所有の財産は登録税其他登記に關する手数料を徴收せず
第十一條 佛教各宗派の事務上より發する證書類には印紙税を免除す

第十二條 佛教各宗派には管長一人を置く但二宗派以上聯合して管長一人を置くことを得
第十三條 佛教各宗派は副管長一人を置くことを得
第十四條 佛教各宗派管長の待遇は勅令を以て別に之を定む
第十五條 裁判所に於て佛教各宗派管長を證人として証問を要する場合には内務大臣に關する規定を準用す

第十六條 寺は寺院を備へ本尊を安置し教法を宣布し法儀を修行し僧侶の正住する所とす
第十七條 寺は宗派に屬し管長之を總轄す
第十八條 寺の創立及廢合移轉は地方廳の認可を得管長之を行ふ
第十九條 寺は住職を置くことを要す
第二十條 寺は住職を置くことを得
第二十一條 寺は財産上權利を享有し義務を負担す
第二十二條 左に掲ぐるものは寺院の一部とす
一 境内佛堂及所屬の境外佛堂二 境内地及所屬境外佛堂の敷地三 法用に必要なる物件四 其他命令を以て定めたる物
第二十三條 寺には第七條乃至第十條の規定を準用す

第二十四條 廢寺の財産は其宗派に歸屬す
第二十五條 公權を剝奪せられ及公權停止中の者は佛教各宗派の教師たるにぞ得ず

第二十六條 佛教各宗派の教師は國民軍の外兵役を免除す但年齢三十二歳以下にして教師の資格を喪失したる者は抽籤の法に依らずして現役兵に徵集す
第二十七條 佛教各宗派教師の待遇は勅令を以て別に之を定む
第二十八條 佛の布教は佛教各宗派の教師にあらざれば之をなすことを得ず
第二十九條 佛教各宗派の教師は寺院其他何れの場所たるを問はず布教することを得

第三十條 佛教各宗派の學校は佛教の教師を養成する所とす
第三十一條 佛教の學校を設立せんとする者は校則を定め左の事項を記載して主務大臣の認可を受くべし
一 目的名稱及位置二 組織維持及管理に關する規定三 學科の程度四 教員の資格五 學生の入學退學寄附及其取締に關する規定
第三十二條 佛教各宗派學校の在學生は本人の願に依り年齢滿二十八歳まで現役兵を徵集す其事項滿二十八歳まで止み又は二十八歳を過ぐるも尙止まざる者は抽籤の法に依らずして之を徵集す
第三十三條 佛教各宗派の學校には第七條乃至第十條の規定を準用す

第三十四條 佛教各宗派は聯合管長會を置く
第三十五條 聯合管長會は佛教各宗派の制度に關する政府の諮詢に答へ及び各宗派に關する協同事務を議決す
第三十六條 會議に關する細則は管長會に於て別に之を定め主務大臣に届出べし
第八章 罰則
第三十七條 第七條の規定に違反する者は十圓以上九十圓以下の罰金に處す寺及び學校に關する場合も亦同じ
第三十八條 第三十八條の規定に違反する者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す
第三十九條 僧侶にあらざりして僧服を着用する者は五圓以上十圓以下以下の罰金に處す

第四十條 宗憲に依り宗門排斥の處分を受け其寺院を退去すべき旨を命ぜられたる者にして三十日以内に退去せざる時は一月以上一年以下の輕禁錮に處し六月以上一年以下の監禁に附す
第四十一條 佛教各宗派の教師にして誹謗強迫を以て宗教を宣布し又は祈禱符呪の類に託し人を惑はして利を圖り若くは醫藥を妨げたる者は五圓以下の罰金に處す

四百圓以下の罰金に處す
第四十二條 佛教各宗派役員其宗憲に依り事務執行するに當り暴戾強迫を以て役員に抗拒したる者は十五日以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す
第四十三條 佛教各宗派の管長又は教師に對し其目前に於て形容若くは言語を以て侮辱したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す
其目前にあらざりし雖も刊行の文書圖畫又は公然の演説を以て侮辱したる者亦同じ
第四十四條 佛教各宗派及寺は其宗憲に依り出版する處の佛名守札祖號及諸條は出版法に依らずして發行することを得但其宗派及寺院の外之を爲すことを得ず
第四十五條 從來の成規にして本法に抵觸する者は本法施行の日より之を廢止す
第四十六條 此法律施行の期日は勅令を以て之を定む

◎宗教地圖調製の必要 歐米諸國にては宗教地圖ありて一目的の下の何處地方に何程の勢力を有するやを知らしむれば我國にては信徒の多數を占むる佛教にては信徒の數幾何あるや得て知るべからず隨て宗教地圖なき氣のき、たるもの調製されしことなし元來宗教地圖なるものは政事家に必要なるのみならず布教に従事する宗教家に於て尤も缺くべからざるものなれば東西本國寺の如き寺院二萬餘を有し諸種の便宜あるものは此際率先して眞宗地圖を調製し他宗徒をして眞宗の勢力廣大なるを知らしむる、共に一方布教の用に供すべしと論ずる人あり余輩の大に贊する所なり、曾て聞く、文學士藤井宣正氏は大に此地地圖調製に、注意せらるると、知らず何れの日に之を見るの幸を得るやを、
◎軍人教育と宗教 題して時事子の論ずる所、頗る余輩の意を得たれば掲げて讀者諸君に紹介す

一般人民の徳義心を養成維持するに、宗教思想の缺く可らざるは今更ら云ふまでもなく、古今東西の事實に徴して明白なるれども、軍人の教育に就ては殊に宗教の大切なるを見る可し蓋し我國の軍人會社には嚴格なる紀律の外に自から軍人宗と云ふ可き一種の精神を存し、以て平素の氣風を維持することなれども、いよゝ戰爭に臨んで、死生、間、髪を容れざるの場合に際すれば萬想全く空に歸して只信仰に依頼するの一念を除くのみ、或る海軍士官の經驗談に、軍艦が遠洋航海より無事に歸航して、路を内海に取り讃岐の近海を經過するときは、艦内の乗組員は准士官より水兵機關兵に至るまで一同心ばかりの金錢を齎集し、之を空桶に封藏して海中に投ずることあり、蓋し金毘羅神社に向て航海の安全なりしを禮謝するものならん、平時の航海と雖も尚ほ且つ斯くの如し、況んや戰爭の場合に於てをや、黄海の海戰に敵艦の破裂彈が飛來りて我軍艦の甲板に破裂するや、彈下に立ちたる新募の水兵の如きは覺せず聲を發して南無阿彌陀佛と稱へ、又はお父さんお母さんなど呼ぶ者あり、南無阿彌陀佛とお父さんお母さんとは發語を異にすれども其これを唱ふる心には徑庭あるべからず、又甲乙の負傷兵が艦内の一室に床を並べて死に瀕しながら、互に唱名、の相違を争ひたるものさへなきに非ずと云ふ、右は海軍に關する話なれども、陸軍に於ても必ず同様の例に乏しからざることならん、日清戰爭の當時、或る軍隊の如きは出軍に際し殊に僧侶を招き兵士に説法を聽聞せしめたることあり、又た戰地に於て各宮寺の札、守りを希望

するもの多く、能く之を送りたるは實際の事實にして、殊に戦勝凱旋の後、國中の宮寺には兵士又はその家族の輩より、金品の寄進多くして一時繁昌を極めたりと云ふ、軍人と宗教との關係甚だ密なるを知るべし、或は義勇奉公報國盡忠は所謂軍人宗の精神なり、宗教の信仰に依頼して安心を決定するが如きは軍人の本色に非ずなどの説もあらざらんれども、實際死に臨み帝國萬歳を三呼して從容自若たるも、又南無阿彌陀佛の稱名を唱ふるも、其心は即ち一にして共に信仰に依頼して安心するものに外ならず、蓋し封建時代の武士道を遺傳したる士族流の輩には自から一種の安心法もあらざらんれども、今の一般軍人の教育は平素より宗教に依頼するの必要を認めざるを得ず、現に西洋諸國の例に徴するも、軍艦内には宗教の教師を乗組せしめて説教若しくは葬式の事を掌らしめ、又陸軍にも夫れく教師を附屬せしむるもの多しと云ふ、單に西洋のみならず、我國の戰國の時代にも主將なるものが兵士の統率上に宗教を利用したるの例は一にして足らず、世人の耳目に著しき事實を云へば、彼に加藤清正が常に南無妙法蓮華經の旗を脊にして戰陣に臨みたるが如き、或は自家の信仰を表したるものならんかなれども、之が爲めに一軍の士氣を鼓舞して安心を決定せしめたるの効能は疑ふ可らず、其他この種の事實は計ふるに遑あらざれども、世人の知了する所なれば之を略することにして、現に軍人の説を聞くに、本來信仰心に富める兵士の如きは之を教育して軍人宗の精神を體せしむること容易なれども、兵學校に入學する書生出身の輩に至りては、相當の學術知識はありながら、精神の修養

に乏しきが爲めに其教育頗る困難にして軍人宗の感化にも自ら歳月を費さざるを得ずと云へり、宗教の信仰は軍人死生の際のみならずして平生の教育上に甚だ大切なりと知る可し、我國の兵制は全國皆兵の仕組にして國中の壯丁は孰れも兵役の義務を負担するものなり、然るに其壯丁を教育する學校の德育法は如何と云ふに倫理修身など、自から課程なきに非ざれども宗教の信仰には甚だ冷淡のみか、學政當局者の如きは一般の教育上に全く宗教を排斥するの方針にして、國中に訓令して大に厲行する覺悟なりと云ふ、宗教の信仰は固より學校の教育のみに依頼せるを得ざれども、今や世間一般に信仰心の缺乏を感じて困難の折柄、當局者が教育上より宗教を排斥せんと務むるが如き、全く經世の考を缺く者にして寧ろ天下の奇談と云ふべきのみ、我輩は宗教の事に就て大に論ずる所あらんとするものなれども、近來軍人中に宗教教育の説を唱ふるもの少なからざるを聞き、聊か一言して世人の注意を促すものなり

●私立學校令と東京市 過般發布せられし私立學校令及び文部省訓令の結果として宗教主義の小學校は義務教育未了の兒童を收容する事能はざる爲に、此種類の小學校は自然と閉校せざるべからず、爲に最も大打撃を受けたるは東京市なり、從來東京市は、小學教育は甚だ不行届にして、到底公立學校のみにては就學兒童を收容する事能はざれば、私立小學の稍整備せるものに代用小學の名を與へしもの既に百十一校ありといふ、是にても猶不足なれば、自然に非代用小學なる不整頓極る殆ど寺小屋同然の學校も相應に繁昌して、其數

は百六十四校、此處に收容する生徒の數も實に一万八千の多きに上れり、斯る有様なる上に、宗教主義小學校の閉口を見るときは愈々就學兒童の收容所を減する譯なれば東京市も捨て置く場合にあらざれば、彼の十年計畫として、今九十餘の學校を増設すべしといふ、去れどこは計畫通り實行せらるゝにせよ、十年の後を待たざるべからず、一方には十一月三日まで何とどこ處置を付けざるべからざる焦眉の急に迫り居れり、此際に處するは他途なし、代用小學校規則第二條第四項に據り、補助金を與へて、粗末なる私立學校を代用たらしめ、校舍の如きは、成るべく便利善き寺院を以て充たすべきなり、之れに付て一の困難あるは、寺の住職も檀徒も存外學校等に用ゐるを好まぬ者ある事なり、去れど開は大なる誤見なり、寺院も斯る實地の用に供してこそ、佛陀の功德も廣大なるなれ、寺職も檀徒も振て、寺堂を校舍に充用せん事に盡力すべきなり

●婦人の好尚

子供役者にして最も技藝の堪能なりとて評判の高かりし助高屋小傳次は、十六歳を一期として死去し本月四日其葬儀を営まれたり、放鳥造花を先立て會葬者數十名車を列ねて、徐々どねり行きし行列は甚だ盛なりといふ記者當日何心なく其行列の過ぎし跡に通り合せて、一驚を喫したり、淺草雷門前より淺草橋の方にかけて十數丁の間殆ど通行し得ざる程の人は、中には翁媪も無きにあらず、少童も混せざるにあらねど、其七八分通りは、妙齡の娘子軍を以て築かれたり、實に其賑はしきは國家の柱石たる三條公の葬

雜 錄

儀の道筋と雖も殆ど相如かんばかりの有様なりき、驚て車夫に問へば、答へて是れ子供役者小傳次の葬式なり、焼た骨に用は無けれど、會葬の俳優を見に来るのですといへり、此評は蓋し過酷あるべしと雖も、又一分の穿てる所無きにあらず見物人の妙齡女子の多きは其一證といふべし、余輩は社會をして、嬉遊無く娛樂なく、乾燥無味嚙むが如く、炭を砥るが如くならしめんと欲するものにあらず、寧ろ情育を發達せしめんと主張する者なり、然れども我邦婦女の好尚の餘り卑きに慄らぬ者あり、これに付て進め度は女子の教育なり

左の一篇は、本月一日會頭久我侯爵、巡回の節、名古屋市有志者の招聘に依り、同市東陽館懇話會席上に於て演説せられたる大要なり、掲げて全國會員諸氏に示す云爾

諸君、今回予が巡遊の途次、當市各宗有志諸氏の御招聘に依り、本日諸君に面會するの機會を得たるは、洵に欣喜に堪へざる所なり、茲に謹んで有志諸氏の優遇を謝すると共に、予が今回巡遊の目的たる大日本佛教徒同盟會の趣意を述べ、以て諸君の賛同を仰がんと欲す。

熟々現時社會の趨勢を察するに、人智日々に進み、物質的の文明は月々に隆盛に赴くと雖、道義は益々退却し、人情は漸く浮薄に流れ、到る處、罪惡を犯すもの多きに至るは之を警察署の繁忙、裁判所の多事、監獄署の充満に徴して争ふべからざる事實にして、實に痛嘆に堪ゆる所なり、既に今日の

如く教育の進歩しつゝあるにも拘はらず、社會の氣風は滔々相率ゐて墮落し、底止する所を知らざる所以のものは必ず其由て來る所なかるべからず。審かに之を察するに畢竟國民か宗教心の缺乏するに職由するものなり、故に今日多少教育あるもの、又著しるしき人々にして宗教を信するもの少きは洵に遺憾とする所なり、而して今日は國民が正に宗教の必要を自覺して、道徳心を鼓舞し、精神的の一致を謀らざるべからざる時機と謂ふべし、是大日本佛教徒同盟會の起らざるを得ざる所以也。

社會は此の如く宗教の必要を感じつゝあるの時に當り、驪て現今佛教界の有様を察するに實に慨嘆に堪ざるものあり、抑々現時の如き佛教の不振を來したる原因は何れにありや、世人は直ちに罪を僧侶自身の品行に歸し、僧侶自身の墮落に基くものなりと云ふ、予が如き佛教信徒の一人たるものは之を聴く毎に實に腸を斷つる想あり、切に望むらくば各宗の僧侶諸君、先づ學徳を高め、如何にも精神の指導者たるの品位を保たれむことを、翻て予か世人に一考を煩はしたきは、現今佛教不振の原因は之を僧侶の罪のみに歸すべきものなるや否やと云ふことなり、今日世人は徒らに僧侶を非難することを知れども、自ら起て之を改善するの策を講ずることもなく、恰も路人をみるが如く、冷淡に之を看過するは、決して眞摯なる行爲と認むること能はず、蓋し今日佛教不振の原因は決して罪を僧侶のみに歸すべからず、抑々信徒自身か眞摯ならざるの罪と云はざるべからず全体佛教を以て

教の爲め御奮勵あらむことを。

信 界

靜觀錄

近角常觀

(十三) 生さんが爲に働くへからず 働かんが爲に生くべし

此世界は生存競争の世界であると云ふことは、誰も承知して居ることにして、實に拒むべからざることである、生存競争とは如何にもよく相對世界の真相をあらはして居る、如何にも淺間しき有様があらはれてゐる、然るに世人は此を當然の事とのみ心得、之を以て淺間しきこと、思はず、之を處世法に應用して、人間最終の目的は自己の生存にして、日夜の労働は之を得るの手段に過ぎない覺悟し、自己の生存の爲めには、他人を突飛ばしてもよい、全体人間は生さんが爲めに働くのであると云ふ込込で居るは、如何にも淺間しき極點である

若し果して此決心を強めて來れば、自己の利益の爲めには何事をしてもよいと云ふことになる、此に至りて道徳も義理もあつたものでない、かくなつた上は世界は如何にも淺間しきこととなる、たゞへば軍人にして、嚴めしき軍服を着し、日夜訓練を勉強するも結局自己の虚名と利益の爲めである覺悟したらば、其結果は如何になるであらうか、虚名の爲めに随分冒險することもあるべけれど、若し自己の生存は唯一の目的であれば愈々絶命絶命となつたとき、命ありての物種で

僧侶の佛教の如く心得るは大なる誤なるべし、苟も佛教の信徒と稱するものならば佛教護持の責任を有するものならむ、故に佛教を振起せんと欲せば、佛教徒たるもの僧侶と俗人との區別を同はず、相依り相助けて、佛教の光明を以て社會を感化せざるべからず、是大日本佛教徒同盟會が僧俗の別なく一致團結を謀る所以にして、予の如きも、不肖自ら端らす、佛教信徒の一人として、叩りに會頭の職に當り、諸君の奮勵を望む所以なり。

此の如く佛教の振起を謀り、國民の宗教心を喚起せんと欲せば、先づ根本的に精神的の團結を謀らざるべからず、而して從來佛教界に於ける弊害は、各宗各派の間に障壁を築き、一佛教としての團結に乏しきことなり、是最も遺憾とする所なり、抑々和合を以て本とし、無我を以て宗とする佛教にして此事あるは、實に千秋の恨事と云はざるべからず故に此際各地々々に於て、各宗各派の間に城府を設けず、障壁を築かず、互に胸襟を披きて同盟を形作り、全國相連絡して、日本全體精神上の一致を結べば、今日佛教の不振を恢復するを得べきのみならず、必ずや佛教界の氣風を刷新し、國民全體として佛教の感化に浴せしめ、社會をして融和せしむるを庶幾ふべし、是大日本佛教徒同盟會が、眼中宗派の別なく、各宗信徒の一致團結を唱導する所以也。

己上陳ぶる所、是本會を唱ふる精神にして、其大綱を擧げたるものなり、冀くは諸君現時の趨勢に鑑み、僧俗一致、各宗各派の別を問はず、本會の趣旨を賛同し、國家の爲め、宗あると思ふて、敵に後を見せ逃げる様になる、かくの如き軍人は億千あつても何の役にも立たぬ、故に軍人にしてみれば、自己か生きるために働くのではない、自己は働くために生きて居るのであると云ふ覺悟でなくてはならぬ、即ち生存の目的でない、活動が目的である、故に労働の目的の爲めには、生命を擲つ決心がなくてはならぬ、是が獨り軍人ばかりではない、政治家でも實業家も同様である、政治家は勿論實業家でも此決心が出来ざれば其事業の爲めに殉することは出来ぬ、全體我國の實業家には商賈は一己の利慾を満足することのみ考へて居るものが多い、夫故腐敗し安いのである、實業家も軍人が國家の干城を以て任ずる如く、我は國家の富源を開くために働くのである、之が爲めには一命を投じて、決して遺憾ないと云ふ覺悟が出来なくてはならぬ、要するに、人間は生さんが爲めに働くべしと云ふ決心では可かぬ、働く爲めに生けると云ふ所に腹か坐はらねばならぬ。

翻て佛陀の行爲を顧みるがよ、佛陀の佛陀となられたる根本を考へてみるがよ、我は一切衆生に尊敬せらるべき正覺の位置に達せんと云ふ目的で修行せられたるのではない、寧ろ衆生を濟度盡さずは正覺を取らぬと云ふ決心である、即ち正覺の生命を得るために修行の働をせられたのである、故に其衆生濟度が出来ぬときは正覺の生命を擲つ決心である、抑々佛陀修行の動機なるものは其眼中に映する、吾人の淺間しき行動のみである、つくづく之をみて坐に堪へず如何にし

ても救はねばならぬと云ふ決心で、一たび手を下してより以來、今日に至るまで働きづめである、かくもしたらは助くるを得べきか、かくもせば度するを得べきか日夜思ひづめである、かく慈悲心か凝り塊まりた結果が佛である、而して何時自己が正覺をとつたか自覺せられぬのである、寧ろ佛陀は衆生濟度の活動夫自身である云ふてよい、吾人は此の如き活動の存在に氣か付かず、日夜生存競争の爲めに活動して居ると云ふは如何にも勿体ない、慙愧の至りである、我々は生くることを唯一の目的として働くことの淺間しことを自覺するだけ、佛陀が活動夫自身の爲めに存在せらるゝこととの有難きことが感受することが出来る、此佛陀の活動の勢力が吾人の如き生存競争場裡の淺間しぎ世界に透影してみれば、消えなき心地がすると共に、如何にも佛の高尚なる慈悲光中に融化せられる、かく佛の慈悲を感じてみれば、此佛陀の大活動に對してとても座して居られぬ、吾人も心を離して、一日も一刻も、此廣大なる恩徳に向て感謝の情を表せずには居らぬ、否如何様にして生命の存在する限りは報謝したい、如何なる場所にあるも、如何なる仕事をするも、一に感謝の發表となる、此に至りて、今迄生存競争で生くる爲めに働きたものが、何時の間にか一轉して、佛恩報謝の働をなすために生存して居るとなる、かく佛陀の感化によりて知らず識らず軍人でも、實業家でも生くる爲めに働くのである、働くために生くるのであると云ふ決心が出来る、かくの如き心持で處世をすれば、高尚は高尚なれど、自己の

生存と云ふ活動の原動力が破壊せられ、又活動はするもの、生存が怪しいと考ふる人があるかも知れぬ、全体自己の生存が眼中になければ活動せぬと云ふは、其有財産にすれば人が働かぬと云ふと同じことで、其根本は働き損である云ふ考があるからである然るに今は佛の活動に對して自己の活動は不足を感じ一途に感謝の觀念と云ふ大原動力がある故、吾人の活動は益々敏活である、且つ又既に活動夫自身が目的である故、生存が怪しいと否とを顧みる筈はない、されど活動すれば其結果として自然に生存する、抑佛陀は衆生濟度の爲めに正覺の生命を擲つて決心であつた、然るに何時の間にか知らぬ間に正覺を取つて佛陀となつて居らるゝでは否いか、恰も木の火箸で火を燃そ如し、薪を燃そが目的なれば火箸夫自身迄が燃えて仕舞ふ、吾人も感謝の情より活動を唯一の目的として自己の生存を顧みざれども、何時の間にか、自己の上に繁榮の餘徳が潤ふてくる、試みに其覺悟を以て實行せらる人は、必ず實際思ひ當るであらう。

奧村五百子傳 (三)

秦敏之

前號に七卿の長州に入りてより、五百子の父は慨歎して五百子を長州へ送るの決心を爲せしが如く記したれども少しく事實に相違あり、故に前號に於ける最後の五行を剛除すべし

是より先き、皇妹和宮の御降嫁のこと定まりしより、長州に

於ける勤王討幕派の激昂甚しく、大に藩中に遊説して其勢を張り、遂に佐幕黨の主領永井雅樂を殺し、形勢漸く改まりしかば、五百子の父も亦默視するに忍びず、長州の宍戸家は己れの姻戚なれば、之に其内意を通じて計策を施し、以て勤王討幕の素志を貫かんとし、少女五百子を密使として宍戸家に送ることゝなれり

五百子の父の計策は如何ありけん、五百子女史は今日に至るも他に之を語るを好まざるが故に、之を知るに由なしと雖兎に角己れの計策に對して長州の應援をからんと欲したるに相違なし、或る夜深更に及びて父は突然五百子を呼び起し、威儀正しく、密らに其内情を明し、手頃の脇差を與へ、さていふやう、おん身はこの脇差と共に宍戸家に至り、我が意を傳へて談判せよ、又天下物騒の世の中若し途中にて捕縛せられ如何なる呵責にあふことあるも、ゆめ未練の舉動あるべからず、万一にも女姓の本根を出し、苦痛の聲を發することもあらば、七生までの勘當勿論なりとありければ、心雄々しき五百子は、重大なる父の命令聞きては、何とて瞬時も其家に止まるべき、直ちに旅行の準備に取り掛りたるは文久三年三月の終りの頃なりき

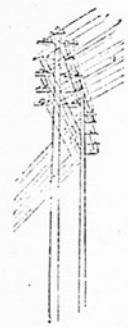
腰には朱鞘の大小を挟み、頭には深網笠を被り、義經袴の股取りいど高く、草鞋脚半の扮装いと輕けなるは、十七歳の少女が、單身他國に入りて其大任を果さんとするなりけり、當時、藩主小笠原氏は固より佐幕黨なりければ、若し事實の露顯することもあらば、忽ち捕縛の恐れあり、五百子は巧みに

郷里を脱し、豊前小倉の番所へ着きけるとき、一旦番兵の爲に押へられしも、機敏なる五百子は又もや虎口を脱して遂に長州に入れり、然るに長州にては龜山八幡の番所を置き、警衛頗る嚴重なりしに、今しも男裝を爲したる一人の少女が此に着きけるを見て何とて注意を怠るべき、忽ち五百子の通行を止め、其來着の意を問ひしに、五百子は泰然として答へけるやう、わが來りしはおん身等に用あるにあらず、宍戸家に用あるのみ、此頃天下物騒にて男子の通行六ヶしきゆへ、女性のこの身推參したるあり、是非通行を許されよと、いと横平に返答しければ、番兵等大に之を怪み、僅かに十七八才の少女が、其落付きたる應對の有様、容易からざるものなりと思ひしにや、其構へを厳しくし、矢身槍にて二重三重に之を圍みたり、雄々しとはいへどまた人なれぬ少女、而も拔身の槍にて二重三重に圍はれたる身の、一時は身の毛いや立ちて、又せん術を知らざりしが、忽ち父か平生の教訓を思ひ浮べ、いざといは一命を抛たんは此時ならめと、度胸を極め群衆に向て聲高らかにいひけるやう、長州人は何とてかくは臆病なるぞ十七歳の女子が左さほかに恐ろしきやと、いひつゝ、番所の上段に乘込み、通行許可の談判を開きたる、其凄しさには避易せぬものにてはなかりき

かくて番所に於て談判の結果、五百子は花の町島右衛門といふ問屋は、五百子の父が往復の度毎に寄宿したる縁故を五百子は茲に宿泊せんことを請求し、大身槍衆二人に誘はれて島右衛門方に至り、主人が奥村の令嬢に相違なしとの證明によ

りて、茲に宿泊することを許され之より、日々評定所に至りて騎兵隊の取調を取けたり、有名なる高杉晋作の如きも、亦當時五百子が談判を爲したる一人なりき、五百子の大膽不敵は益々長州人の疑懼を増して、容易に通行許可の命を得ざりしかば、五百子は飛脚を宍戸家へ送り、事の始終を通知し、速かに使者を送らんことを依頼しけるに、四五日を經過して宍戸家よりは馬廻りの者一人と足輕一人を送り來れり、當時宍戸家の主人は宍戸備前と稱し、五百子の叔母の夫なり、馬廻りの者に對して曰く若し眞の姪ならば速かに連れ來れ、然らずば速かに其首を跳ねよ、誤りて他人を誘ひ來らば汝も共に切腹すべしとの嚴命ありたれば、馬廻りの者もまた五百子の顔を知らぬことにて、若間違ふれば己れの一命に關することなれば、又もや五百子の眞偽を詮索し始めぬ、五百子はもどがしがりて種々に説明し漸く其疑を解きて、通行を許され、二人に誘はれて難路を徒歩して遂に宍戸家に入れり

宍戸家の叔母は五百子を見るや、悲喜の涙眼に溢れ、お前の父も氣強い人ならずや、只一人の若い娘を、如何に國家の爲とはいひながら、一人て使者に立つるとは何事ぞ、されど父の精神には感心する又其命を奉じて來れる汝もあつげれの績なるぞと、姪を抱きし眞の情には、さしもに鋭き五百子の胸も張りつめて、嬉し涙に堪え難くぞ見えける。



會 報

會頭久我侯並本部員巡回の概況

三 河

◎久我會頭 には、美濃掛斐町佛教徒同盟會發會式に臨席の爲め、去月廿五日彼地に向て出發せられたる、其途次尾三兩國各地團體有志者の懇請を容れ、三河にては豊橋、蒲郡、吹羽良、岡崎の四ヶ所、尾張にては名古屋に於て各宗有志の催せる談話會に臨席し、一場の談話を試みられたり是等各地の通信員より其情況を報道し來りたれば今左に之を掲ぐ、

◎豊橋町に於る佛教演說會並談話會 同町の有志者久我篤立、久我慧鏡、水野了忍、大河内了知、柏樹恵了の諸氏久我侯爵の岐阜縣出張を聞くや、之を機として佛教演說會に談話會を開き、以て各宗合同の基礎を固めん事を熱望し、蒲郡附近及西參の佛教有志者と合意して同侯の臨席を懇請せられたるに、同侯の容諾を得て意氣更に大に振ひ、龍拈寺住職久我篤立氏は、奮て自坊を以て其會場に充ん事を發議せられ其他の有志者は同町の巨刹菩提真寺、神宮寺に其意を傳へ、贊同を得て、茲に各宗合同し、廿六日午後一時より龍拈寺に於て茶話會を開き、午後七時より復た同所に演說會を開けり、茶話會列席者は土屋旅團長、旅團各將校、大野木時習館長等三百六十余名、久我會頭、近角文學士は各立て縷々同盟會の趣旨を演說せられたるに、旅團長以下贊同の意を表せられ、片桐梨澤久我篤立の二氏は地方有志に代り、同町に同盟會支部設立の希望を述べられ茶話會出席者は悉く其發起者たる事に一決し、茶菓談笑の間歡を盡して午後四時半散會せり、續て午後七時より開會せる演說會は、同町に於て未曾有の盛會にして、聽衆無慮三千餘名、さしもに廣き大堂も眞に立錫の餘地を存せず、第一席近角文學士は、雷霆の如き拍手の聲に迎

へられて、登壇し滔々一時間餘社會の墮落を痛嘆し之を救済する宗教にある旨を辨し、宗教の活動は社會元氣の根本たることを熱心に演ぜらる、次に石川理學士は、得意の快辨を振て、古來佛教の我國家人心に及せる功績影響を列舉し、文明と宗教の關係を論じて、佛教の信仰を德憑し、最後に本多文學士は沈痛切實の辨を以て、大に世道人心の腐敗を慨し、道徳の實踐と慈善社會事業の勃興を期圖すべき所以を痛論せられ非常に聽衆を感動せしめられたり

◎蒲郡町に於る并の茶話會 實飯郡佛教各宗協會は久我會頭一行を招聘して、去月廿七日午後二時より蒲郡町専覺寺に於て演說并に茶話會を開きたるに、村上流情赤松慶惠、楠貫玄等諸氏、晝夜の奔走翰旋結果空しからず、諸般の準備整頓せざるなく、聽衆滿堂茶話會出席者も三百餘名に上り、非常の盛況なりき、近角本多兩文學士、各得意の雄辨を振ひて滔々一時間滿腔の熱誠を披瀝せられ、一同大に感動せり、久我會頭は此間に同町長存寺に開會せる三河郷友會に臨席せられ、其より歸て演說後の茶話會に臨まれ、一場の談話あり、石川理學士次て同盟會の趣旨を演述し、茲に實飯各宗協會を擴張して廣く信徒諸氏の贊同を求め、同盟會と連絡する事を議決して午後六時散會せり、尙實飯郡御油町洞林寺に於て同夜演說會を開き近角本多兩文學士の出席を請ひたるに、兩氏許諾し各一時間余熱心に演說せられ、千余の聽衆感激せざるはなかりしといふ

◎相愛會佛教演說并茶話會 碧海幡豆佛教有志者の設立に係る相愛會に於ては、大に久我侯爵一行を歓迎せんとし、同會幹事碧海、中西の兩氏、委員横田、天白、加藤鈴木の諸氏數日已前より晝夜奔走して一面には四方の贊同を求め、一面には諸般の經營に余念なかりしかば、百事整頓せざるなく、廿八日午後三時より幡豆那吹羽良村長圓寺に於て、演說會并に茶話會を開きたるに、來會者無慮二千余名、近角、本多石川の三學士交登壇して熱心に演述する所あり、茶話會に於

ては會頭臨席せられ一場の談話あり、夫より三學士各立て簡單に所思を述べられ茶菓の饗應ありて午後六時過散會せり、尙同夜宿寺庭前に於て有志の寄附に係る、火術を侯爵の觀覽に供せられ、侯爵初め一行は深く其厚意を謝したりといふ、

◎岡崎町に於る演說并に茶話會 岡崎町には我佛教徒同盟會と連絡せる團體三あり、曰三河護法會、曰岡崎町各宗同盟會曰佛教進智會是なり、從來は三者相拮抗の相たなりしに、今度久我侯爵一行の歡迎につき、三者全く協同一致し三浦德英、和田淨の兩氏主として翰旋の結果、廿九日廿日の兩日、同町三河別院に於て演說并に茶話會を開けり、廿九日は非常の烈風強雨なりしにも關らず、聽衆堂に溢れ空く歸り去るものも亦少からず、午後二時より近角石川兩學士、各約一時間眞摯痛切なる演說をなし、茶話會上にては會頭の懇切なる談話あり、近角學士は政教問題の實相公認教制度の眞意義を説明し、午後五時過散會せり、翌廿日は午前九時より開會、同地有志者相馬政徳氏、開會の趣旨を述べ夫より近角石川兩學士の演說あり、午前十一時半散會せり、一行は直に名古屋に向て出發せられたり、

尾 張

◎名古屋に於ける佛教談話會 尾張名古屋は佛教最盛の地なり宗教が重要な元素として百般の社會に於て其勢力を有する同地の如きは稀に見る所、特に佛教の事に付て多數の人員を集め得るといふ點に於て佛教の繁昌は確かに全國第一位を占むるの地なり、殊に位置の形勝と人口の衆多なる三府に亞ぐの都會にして、名古屋人士自らは中京と誇稱するの地なり

本會々頭久我侯爵は美濃同盟會支部發會式に臨席の途次名古屋を通過せらるといふに就き同地の佛教徒は幸ひ久我會頭を請して、一席の談話を乞ひ、且此幸機に乗じて、同盟會支部を設立せんものをとて、各宗取締有志家曹洞宗大光院龍峯嶺

乾徳寺平野大仙、善徳寺、金仙寺岩山真定、眞言宗七ツ寺横井良琪、延命院織田、淨土宗阿彌陀寺小澤辨應、西山派寶珠院高國亮音、日蓮宗本住寺嗣、妙善寺、高田派鍋島、本願寺派圓勝寺本多静清、教授寺横井南空、黄孽東福寺林聖道、大谷派管事小江自慶光圓寺太田元遊、安淨寺黒田知泉、樂進寺佐々木賢淳崇覺寺水谷魁曜の諸氏斡旋の勞を取り、本月一日を以て同地前津の東陽館に於て、佛教談話會を開く事となれり、會頭は此聘に應じて、去月三十日午後四時二十六分僅島停車場着瀛車にて、近角石川三學士を隨へ、豫ねて岡崎まで出迎に向ひし平野水谷二師に導かれて、下車し暫時停車場構内に休憩し、此處にて歓迎の有志者數十人に挨拶し、兼ねて徳川侯爵家より廻し有りし馬車に乘り直に旅館秋琴樓に投せらる歓迎人は數十臺腕車を列ねて之に隨へり、午後七時半頃に至り徳川侯爵會頭の旅館に來訪して其無事着名を祝せられ、快談時を移して歸邸せられたり、翌三十一日に至り諸般の有志者旅館に會頭を來訪する者引も切らざりしが午前十一時頃會長は本多文學士を伴ひ徳川邸を訪問し午後三時頃歸宿せられたり、翌一日に至りても例によりて來訪者多く、又近角石川本多の三學士は愛知育兒院を見舞ひ午後は皆談話會場東陽館に莅り來會者は無慮二千餘名皆是同市の有力家、知名の士なり、二時半開會を報じ、本多文學士開會の辭を述べ、次に久我會頭眞摯の辯を以て現時社會風儀の頹廢し行くを歎じ、佛教を以て弊風を挽回せざるべからずとの趣旨より説き起し、本會の主義を辯せられ、僧侶は其品行を修め精神的指導者たるの品位を養はむことを望み信徒は眞摯の氣風を振起して佛教護持の任を全ふせんことを慫慂し特に會頭自ら信徒の一人として率先事に當るの決心を示し最後各宗の間に城壁を築かず、一致團結精神の盟約をなすべきことを述べらる、語々肺腑より出て熱情面に溢れ、至誠人心を動かす爲めに、一座暗涙を催す(雜録欄參看)次に徳川侯爵起て、大に本會の趣意に賛同を表し特に各宗間一致和合を以て銳意事に當るの必要を熱心に辨せ

られ、特に此點に向ては佛教信徒の一人として切望して止まらずとの旨を演せられ、眞摯の風、懇切の情、滿坐聲を呑み、語々心底に徹す、夫より近角石川學士相繼で演ずる所あり、午後五時散會を告ぐ、夫より西川宇吉郎、井上信八兩代議士等の發起にて、秋琴樓に於て、晚餐會を開く、同縣書記官菅井誠美氏も來會せられ、席上互に胸襟を開きて談話時を移す、九時頃散會せしが、東陽館の盛會、秋琴樓の清宴共に特筆すべきものなり、同地方の教運之れより振はん、二日早朝名古屋を發して美濃國揖斐郡に向はる

美濃

●美濃國揖斐郡に於ては本年六月近角學士出張演說會已後本會支部開設に付ては非常に盡力せられ、日に夜に、奔走し、甚しきに至りては食するに暇なき程なりしか、諸氏の熱心は遂に貫徹し、三ヶ所に支部を設け發會式を舉行するに至れり、此に於て會頭久我侯爵に臨席を請はる、と切なり、會頭欣諾して之に應せらる、ことなれり、是今回巡遊の起りし所以なり、候爵一行は途次、三河、尾張を経て本月二日午前六時美濃大垣に着しぬ、池野地方揖斐小島地方有志者歡迎員數十名停車場に滿ち安田屋にて休憩正午池田村字森僧齋方に安着しぬ

●池野支部發會式 同日午前三時池野大谷派說教に於て發會式を行ふ、會員二千餘名着席、定まるや、君が代の奏樂あり、少年會員之に和し、樂終るや發起者惣代として稻葉現淵氏發會の辭を述べ次に會頭久我侯爵道徳の挽回は一々佛教によらざるべからざる旨を述べらる次に近角總務員の祝辭揖斐支部總代禿謙藏氏大和村支部總代末永豐吉氏及少年會總代の祝辭あり、終りに會員總代として樋口萬太郎氏答辭を述べ、同氏の發聲にて、兩陛下萬歲同盟會萬歲を三唱し樂聲囂曉の間に散會せり式後演說會を開く、會場狹隘につき同地劇場に於て演說會を開く、樋口萬太郎氏開會の趣意を辨し、最後に近角文學士の演說あり當日朝來非常の降雨なるにも拘はらず、會場近傍は屋外に至るまで立錫の地なきに至れり

●少年少女教會 嘗て本誌十四號に於て紹介したる同會は益々盛大に趣き近傍の小村落より日曜毎に來り學ぶ三日早朝近角學士同會員の爲めに一場の談話をなせり會員年齢十歳前後三百有餘名何れも靜肅に數珠を手にして教を受く、會終れば菓子を興へ何れも嬉々として和樂す、侯爵出立の際路傍に整列して送る、世に此の如き愛すべきはなし、世人冀くは羸翁にのみ專注せずして少しく幼年者を顧て可なり

●揖斐支部發會式

同地方に於て中心たるべき支部にして揖斐小島の諸村合併して起せるもの禿謙三國枝現泰大宰周靜町長上田守善、松岡元助、衣斐鐵次郎其他諸氏大に盡力せらるる三日一行は歡迎員と共に池野を發し揖斐町俱樂部に宿泊せり午後一時發會式を同町大乗寺に舉行す、一行着するや囀院國樂を奏し禿謙三氏開會の趣旨を述べ會頭久我侯爵の告辭あり詳かに本會の趣意を説き、僧侶一致、各宗和合を唱道せらる近角總務員はの佛教を大勢を演じて、正さに國民か宗教を自覺すべき時機なることを述べて祝辭に代へ次に町長上田守善氏池野支部總代大和支部總代其他數氏の祝詞あり、終りに會員總代答辭を述べ、兩陛下の萬歲同盟會の萬歲を祝し、茲に式を終へ、演說會を開き近角學士宗教心の發現につきて辨する所あり、聽者大に感動せり來會者千餘名會後散會を行ふ同夜揖斐俱樂部に於て三支部有志者侯爵一行の爲めに懇親會を開く來會者百有餘名

●大和北方橫藏聯合支部發會式

四日正午歡迎員と共に大和村善明寺に着し發會式を舉ぐ同支部は末永豐吉井口三津次岩間市三郎河瀬武左衛門等諸氏の盡力により、既に完全なる名簿を調製せり末永氏開會の辭を述べ、會頭久我侯爵の告辭あり道徳の實行家内の平和につきて本會員の實行すべき點を親切に述べられ近角總務員は和合の點につきて辨し以て祝辭に代へ稻葉現淵、禿謙三、善明寺諸氏の祝詞あり最後に 兩陛下の萬歲同盟會の萬歲を三呼し、此に式を終へ續

きて演說會を開き、近角文學士は家庭及一郷に於ける精神上の一致を説き宗教の根柢に立つべきを唱へ是本會の精神なることを平易に説明せり

五日久我侯爵一行午後六時揖斐俱樂部出立垂井停車場より西京に向ひ近角總務員は岐阜より東京に向ふ頃日大雨あり橋梁爲めに壞る上田町長人夫を督して夜を徹して之を治め侯爵歸路通行するを得たり、乃揖斐支部大和支部有志者に送られ、侯爵一行は垂井より西京に向はれ幕參せらる、會頭十數日熱心なる信者の款待を受け、平素の信念熱し來りて感せらる、こと頗る深し、舊都侯か祖先の廟に謁し奉告せらる、の日感益々深からむ、本日は正さに會頭歸京の當日、本部長一同侯を新橋停車場に迎ふ

尙ほ各地の會報几上に堆し紙而限あるを以て次號に譲る

本部廣告

會頭久我侯爵一行巡遊之節は御熱誠なる歡迎を辱うし感銘の至りに不堪候茲に謹て三河、尾張、美濃、有志諸彦に感謝す

大日本佛教徒同盟會本部

廣告

大學講師文學士姉崎正治君新著

佛教聖典史論

色クロス金(定價金四十錢)字入美本(郵税金四錢)

佛教の浩濶なる經文聖典は如何にして成立せしか、又經文の神聖につきて佛教徒の間に如何なる爭論ありしか、博涉探求の結果と歴史批評の見地とを以て此問題に答へし本書は、阿毘達磨と大乘經典との二期に分ちて佛典の秘密を闡明せり。尙附録には、參考として基督教の聖書批評を叙して新舊約書の成立に關する議論を明にせり。本院之を公刊するを得たれば、世の佛教の起源及大乘佛説の問題に着目するの人の一讀を請ふ。

東京淺草區吉野町十三番地

發行所 經世書院

- 賣 所
- ◎東京 本郷田中◎神田東京堂◎上田屋◎京橋明教社◎麻布森江◎芝鴻盟社◎淺草朝倉珠水屋
- ◎京都 興教書院
- ◎大坂 金屋書店
- ◎名古屋 其中堂、等

轉居

本郷森川町一番地 橋通三百十一號

眞岡湛海

(明治三十一年十二月二十六日通信省認可)

政教時報第十七號目次

- 社説 文明の眞髓
- 論説 國法上信教自由の解 ●敢て政府者に告ぐ
- 社會 內務省と各宗管長 ●私立學校令等
- 今昔 奥村五百子傳(二)
- 會報 各地の景况

本誌廣告

- 一、本誌は毎月二回(一日、十五日)發行とす
- 一、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應ぜず
- 一、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は五厘切手にて一割増の事
- 一、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	無遞送料
◎廣告料五號活字一行(二十七字詰)一回金拾錢				全國

- 一、爲替振込局は「本郷森川町郵便貯金爲替取扱所」宛の事
- 一、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地大日本佛教徒同盟會出版部」とせらるべし

東京市本郷森川町一番地

發行所 大日本佛教徒同盟會出版部

明治三十二年九月十四日印刷
明治三十二年九月十五日發行

發行兼編輯人 印刷人

上村幸三郎
清水朝太郎